

「私には関係ない」とは言っていない

一話し合うだけで罪になる共謀罪

安倍政権は今国会に“テロ対策の為に”、東京オリンピックを成功させるには越境組織犯罪防止条約を批准しなければ“との理由で「テロ等準備罪」を上程しました。

そして安倍首相は言います「テロ等準備罪は準備行為も必要で共謀罪と呼ぶのは間違い」「組織的犯罪集団が対象であって一般市民は関係ない」と。

果たしてそうなのだろうか？

準備行為というウソ

「準備罪」と言っていますが、じつは政府が出した法案の第6条の二に記載されているのは「実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画罪」なのです。計画とは話し合っただけで犯罪を計画する、すなわち共謀であり、まさに共謀罪以外の何物でもありません。しかも法案に記載されている“資金または物品の手配”“場所の下見、その他”と言った準備行為はテロ等準備罪の構成要件ではなく単に処罰の為の条件なのです。



既存の準備罪・予備罪における構成要件としての“客観的に相当の危険性のある準備・予備行為”とは全く違うもの。この法案の準備行為はもっとあいまいなものです。ですから「準備罪」という名称は全くデタラメな名前。まさに、これまで3回廃案になった共謀罪そのものです。

近代刑法の全否定

では準備行為が構成要件であればいいのかと言うとそうではありません。

近代刑法では「社会侵害が無い限り処罰しない」「既遂が原則」です。何もしていないのに、傷害を加えていないのに、騙していないのに、威力業務妨害もしていないのに、でもそれを話し合った=計画した=共謀したというだけで罰するのは近代刑法の全面否定です。市民の心の領域を罰するのは近代刑法ではありません。独裁者による暗黒政治です。

一般の市民は関係ないというウソ

では「一般の市民には関係ない法律」なのだろうか？

法務省は今国会で“普通の団体が性質を一変させた場合も処罰対象の組織的犯罪集団になる”との統一見解を出しました。町会とか一般の市民が二人以上集まって、その中で犯罪に触れるような計画をすればこの計画罪=共謀罪の対象になってしまうのです。一般市民だって二人以上は組織です。犯罪に触れることがらを計画したとたんに一変して組織的犯罪集団に。一般市民も大いに関係するのです。「私には関係ない」とは言っていないのです。

例えば、「この原稿に関するTVの番組は素晴らしいからこれを集会で使って映そう」と話し合っただけで合意したなら、後でヤメタと言って実際に映さなくても著作権法違反の共謀罪が成立してしまいます。

高層マンション建設問題を町会で話し合い「明日の工事は体を張っても止めさせよう」と合意すれば、実際に当日やらなくても組織的威力業務妨害の共謀罪成立です。一人でも下見をすればすべての人が処罰されます。恐ろしい法案です。

条約の為もウソ

これから造ろうとしている共謀罪はテロ対策、条約の批准の為に必要なのだろうか？

越境組織犯罪防止条約はマフィアなど経済犯罪を防止する為の条約で、立法ガイドには「テロリストグループや暴力グループは原則として組織的犯罪集団に含まれない」と記載されています。

す。テロ対策の条約ではないのです。しかも共謀罪（テロ等準備罪）を造らなくても条約を批准できるのです。政府が今すぐ批准すると言えいいのです。これまで批准した 187 力国の中で共謀罪を新設した国は数力国にすぎないことから明らかです。

政府は当初 4 年以上の刑がある重犯罪すべてに共謀罪（676 の犯罪に）を造らなくては批准できないと言っていました。なぜかテロを対象とすると言って今回 277 の対象に絞ってきました。しかしテロとは関係ないものまで多く入っています（??）。根拠が滅茶苦茶です。

テロ対策の法律をというウソ

それでは日本はテロ対策の条約や法律がないのだろうか？否すでに「テロリズム資金供与防止条約」「爆弾テロ防止条約」「ハイジャック防止のためのハーグ条約」「人質行為防止条約」など 13 のテロ対策条約を批准。国内法も整備しているのです。

テロと越境組織犯罪防止条約の批准を根拠にして計画しただけで罪になる共謀罪を造ろうとしています。その根拠は全くのウソであることが明らかになりました。

だから立法根拠もない「テロ等準備罪」は人の心を、信条を、内心の領域をも罰しようとする共謀罪そのものです。絶対に認めるわけにはいきません。

共謀罪国会提出を許さない院内

主催 共謀罪 NO1 実行委員会

恐ろしい監視管理社会・警察国家

こんな危ない法案が成立してしまうと恐ろしい社会になってしまいます。

人の心を、信条を罰する＝二人以上の間で話し合った内容を罰する為に捜査方法は当然盗聴・監視を要求してきます。すでに共謀罪が成立したら通信傍受法の対象にすべきと言われています。通信傍受法の対象は拡大されましたが更にメールや電話などの通信だけでなく室内盗聴もGPSによる監視も行われてしまうでしょう。防犯カメラと顔認証・音声認証・しぐさ認証を連携させた監視システムもすでに造られています。監視・管理社会＝警察国家になってしまいます。



しかも司法取引も刑事訴訟法の改正で成立しており、今回の法案の中でも“実行に着手する前に自首したものはその刑を減輕または免除する”と規定されています。自首した人は無罪です。密告社会になってしまいます。市民の行動・会話が監視される社会になってしまうのです。

平成の治安維持法

だから共謀罪は“平成の治安維持法”と言われるのです。治安維持法が出された時も「国体の変革、私的所有権の否定を主張する結社・言論を規制するので社会運動の人々を規制するものではない」と帝国議会で政府は説明しました。テロ等準備罪についての政府の説明と同じです。

でも治安維持法は“目的遂行のための行為”と対象を広げることで民主主義・自由主義者、そして新興宗教（創価学会の牧口常三郎氏は治安維持法で獄死）までも弾圧する為に使われたのです。今回の法案も市民とは関係ないと言いながら“一変すれば対象です”と権力の裁量によって適用の対象が拡大されてしまいます。

戦争を遂行する為に

ここまで嘘を嘘で固めるような説明をしてまで、どうして共謀罪を造ろうとするのでしょうか？戦争を遂行するには社会・国民・体制をアンダーコントロール（監視・管理）しなければ出来ないことはこれまでの歴史が示しています。安倍政権は国家安全保障会議を設置、共通番号、特定秘密保護法、安保法制（戦争法）、通信傍受拡大法、司法取引、そして共謀罪＝計画罪（テロ等準備罪）で国民の情報・行動をすべて監視・管理し戦争遂行体制を造ろうとしているのです。

個人の尊厳も、自由も、基本的人権も否定されてしまう共謀罪に反対しましょう。

千葉県議会議員ふじしろ政夫 047-445-9144